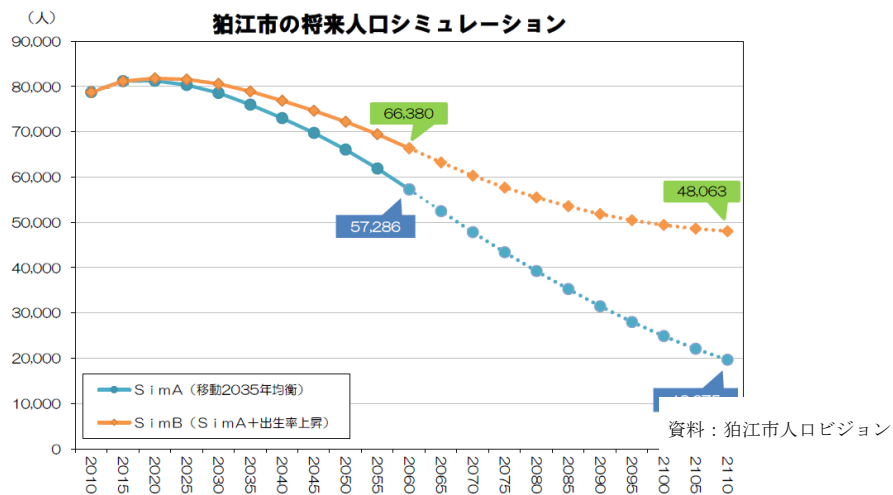


## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

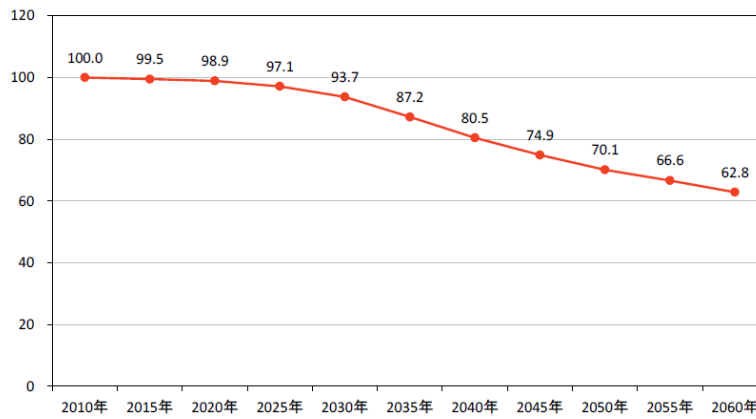
狛江市の総人口は 2020 年まで増加傾向にあり、その後は減少傾向に推移する予定である。



生産年齢人口についても増加しているが、今後の見通しとしては縮小傾向で推移すると想定される。労働力不足による生産性の低下が予想されることから、設備投資を促し、生産性向上を図る必要がある。

区分 年	総数			0～14歳			15～64歳			65歳以上		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平28	80,008	38,981	41,027	9,217	4,739	4,478	51,604	26,081	25,523	19,187	8,161	11,026
29	80,807	39,299	41,508	9,367	4,779	4,588	51,991	26,236	25,755	19,449	8,284	11,165
30	81,788	39,722	42,066	9,540	4,900	4,640	52,556	26,405	26,151	19,692	8,417	11,275
31	82,481	40,005	42,476	9,666	4,977	4,689	53,030	26,549	26,481	19,785	8,479	11,306
令2	83,257	40,386	42,871	9,883	5,085	4,798	53,447	26,745	26,702	19,927	8,556	11,371

生産年齢人口（2010=100）



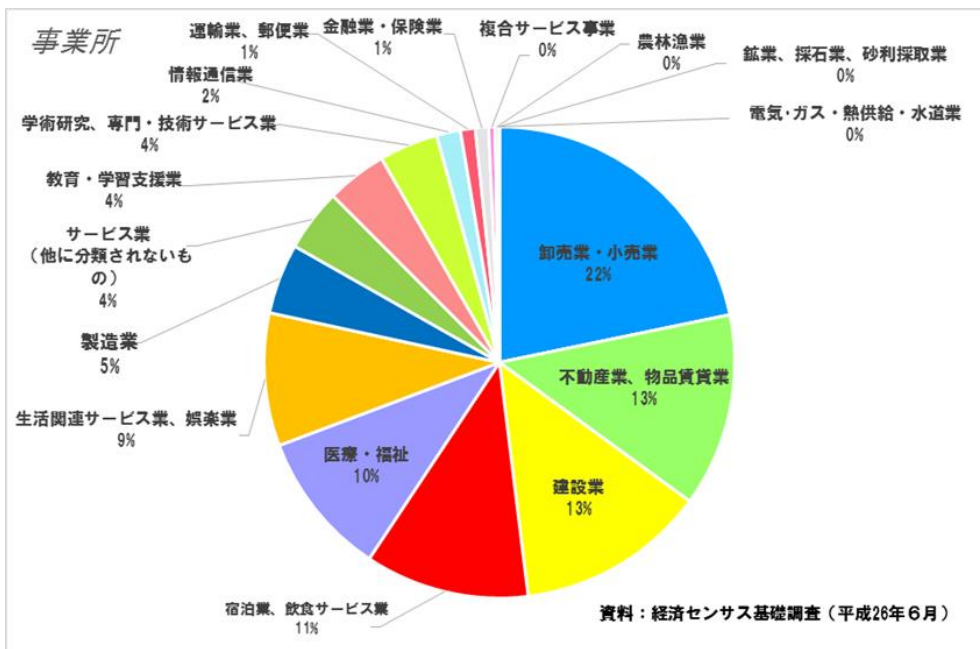
資料：狛江市人口ビジョン

狛江市内の事業所数は減少傾向にあり、依然として市内産業は厳しい状況にある。

区分 年	総数		個人		法人				法人でない団体	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	会社	その他の法人	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
平 21	2,327	19,469	897	2,539	1,281	12,638	94	2,818	15	100
24	2,078	17,712	813	2,222	1,161	12,536	92	2,858	12	96
26	2,081	16,838	764	2,014	1,166	10,382	103	2,910	7	59

（資料）・経済センサス基礎調査（平成21年・26年）  
・経済センサス活動調査（平成24年）

狛江市の産業構造は以下の表の通りである。



中小企業の業況は改善傾向にあるが、中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり生産性向上の妨げになっているため、設備導入により生産性の向上を図る必要がある。

狛江市独自の中小企業振興施策として、中小企業者事業資金融資あつ旋制度内の研究開発資金融資が挙げられる。本融資では、新製品・新サービス、新技術の開発等をするために必要となる運転資金や設備資金に対し、融資あつ旋を実施し、利息及び信用保証料の全てを市が負担することにより、中小企業者を支援している。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、狛江市内の中小企業者の生産性向上を図るために、先端設備等導入計画の導入を促進する。先端設備等導入計画の認定数については、年間5件を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

狛江市内の産業の業種は多岐に渡ることから、幅広い設備投資に対応するため、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

狛江市の産業は、多摩川周辺の南部地域、狛江駅周辺の中心市街地、調布市や世田谷区との市境である北部地域と市内全域に立地している。そのため、広く事業者の生産性向上を図る観点から、本計画の対象区域は狛江市の全域とする。

### (2) 対象業種・事業

狛江市内の産業は卸売業・小売業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が狛江市の経済、雇用を支えているため、各産業の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画における対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、情報化投資やロボット導入による省力化や新製品の開発など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以

上の向上に資すると見込まれる事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

中小企業者は、市税が課税され、既に納期の経過した市税を完納していること。

人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

公序良俗に反する恐れのある取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

事業を実施するにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること。